

平成28年度

社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会
事業計画

I 基本方針

社会福祉法人制度のあり方をめぐって様々な議論が進められているなか、社会福祉法人は、公益性、非営利性の高い法人として、本来の使命・役割を踏まえ、地域ニーズに率先して対応していくとともに、経営情報の公開による透明性の向上に取り組む必要があります。

このような背景のもと本会の役割もより一層の期待が寄せられるところであり、市の「地域福祉計画」と本会の「地域福祉活動計画」共通の理念「地域の絆で ともに育み支えあい安心して暮らせるまち 長浜」に則り、本市の地域福祉を着実に推進します。

平成28年度は、地域包括支援センター、しょうがい相談支援事業の実施により、潜在化している地域の生活課題、福祉課題の現状把握に努めるとともに、生活支援コーディネーターの配置や既存事業の実施を通じ、その解決に向けた取組の強化を図り事業推進を行います。

また、介護事業の経営状況に関しては、これまでの取組から一定の改善は図れたものの介護報酬のマイナス改定により、依然厳しい状況にあります。引き続きサービス向上により収益の増加、事業の効率化を図るとともに、中期的な事業転換の検討も含め経営の安定化をめざします。

II 重点推進事項

1. 生活支援コーディネーターの配置と地域支援事業の推進

介護保険制度改正に伴う地域支援事業（生活支援体制整備事業）の一環として、市域および各圏域に、高齢者を中心とした生活支援体制整備等を推進することを目的とした生活支援コーディネーターを市の委託により配置します。

現在、配置している地域福祉コーディネーターと併せて地域住民と地域内にあるさまざまな専門機関、介護事業者、福祉団体等と連携し、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成など資源開発や関係者間の情報共有等を目的としたネットワークの構築、地域の支援ニーズの把握、サービス提供主体の活動調整機能を担います。

2. 地域包括支援センターの開設

平成28年度から、長浜北部福祉ステーション、虎姫生きがいセンター、高月福祉ステーションの3カ所で市の委託により地域包括支援センターを開設します。

地域包括支援センターでは、総合相談、介護予防ケアマネジメント業務等により、広く市民の介護に関する相談窓口として支援を行なうとともに、生活支援コーディネーター等との連携のもと、地域における住民主体の福祉活動等の把握、ネットワークの構築に努め、地域包括ケアシステムの推進に努めます。

3. しょうがい相談支援事業所「ふらっと」の開設

しょうがいに関する身近な総合相談窓口として、木之本福祉ステーションを拠点に特定相談支援事業及び障害児相談支援事業並びに長浜市の委託を受け相談支援機能強化事業の拠点となるしょうがい者相談支援事業所「ふらっと」を開設します。

しょうがい福祉に関するさまざまな課題や困りごとについて、本人やご家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス利用計画の作成、その他必要な支援を行います。

また虐待の予防及び早期発見のため、関係機関との連絡調整等しょうがいがある方の権利擁護の推進を図ります。

4. 総合事業の取組

長浜市において、平成28年度から従来の「予防給付」から「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行されます。この事業は、高齢者の多様なニーズに対応するため、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体が支援の担い手となり、地域の支え合いの体制づくりの推進をめざすもので、本会においても、社協らしい地域の特性を踏まえた事業展開の推進を図ります。

平成28年度は、現行の通所介護サービスを緩和した「通所型サービスA」の事業を実施し、高齢者が要介護状態等になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう自立に向けた支援を行います。

5. 伊香の里の改修工事の実施

昨年度より計画を進めていました施設の大規模改修工事を実施し、利用者の居住環境の整備を推進します。

長浜市より移管の条件として交付を受けた施設設備の改修費用150,000千円により、早急に修繕を要する空調および給湯設備の改修を行ないます。

また、ナースコール、特殊浴槽等の老朽備品設備について、介護事業安定積立金を財源に更新を行ないます。

今後においても、利用者に快適な環境が提供できるよう計画的に修繕を実施するための財源の確保をおこない、サービスの質の向上、健全な事業運営を図ります。

6. 経営改善に向けた取組

平成25年度より収支状況が悪化し、その改善を進めてきました。サービスの向上、介護事業に関する加算の取得、事業所再編、職員配置の適正化等により一定の改善を図ってきたものの、平成27年度介護報酬マイナス改定の影響により、未だ厳しい収支状況にあります。

引き続き利用者獲得と事業の効率化に努めるとともに、平成27年度に組織した経営企画室において、収支バランスを健全化に向けた検討を行ない変化の時代に対応できる経営体制の構築を図ります。

Ⅲ 社会福祉事業

※【事業費】は、人件費を除く予算見積もり額

1. 地域福祉の推進

(1) 福祉活動支援事業

① 地域福祉推進事業（地域福祉活動計画の推進と地区別福祉活動計画の推進支援）

【事業費】602千円

平成25年度に策定された地域住民の主体的な行動計画である『長浜市地域福祉計画』の推進3か年目を迎え、更なる地域住民・社協・行政の連携・協働体制を強化し各地域の福祉活動推進に向けた取組を推進します。昨年度市内全地域で策定された地区別地域福祉活動計画を基盤とした取組の推進及び進行管理等について地区社協（福祉の会）との連携・協働を進めます。

また、『長浜市地域福祉活動計画』の進行管理及び新たな地域福祉活動の提案・企画等を行う長浜市地域福祉活動計画推進委員会を開催・運営します。

【内容】

- 福祉懇談会（地域ケア会議）の開催
- 地区別地域福祉活動計画の推進支援
- 長浜市地域福祉活動計画の進捗管理

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の位置づけ	Ⅲねんごろな根太づくり	協働と参画による地域づくり	地域福祉推進のための協働・連携体制を推進します

② 地区社協支援事業

【事業費】8,913千円

地域住民の生活課題が複雑・多様化する中で、地区社協は地域福祉活動推進の基盤団体であるとともに、住民活動の主体的な取組の場としての役割を担っています。それぞれの地域実情・福祉課題に応じた住民主体の地域福祉活動がより一層推進されることを目的に活動と運営の支援を行います。

【内容】

- 地区社協会長会議の開催
- 地区社協役員研修会の実施
- 地区社協活動推進事業費・強化支援事業助成金の交付
- 地区社協運営・活動支援（事務局担当含む）
- 地域福祉コーディネーター担当体制（1地区ごとに担当2名体制）
- ※生活支援コーディネーター兼務
- 地区別地域福祉活動計画の推進支援

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の位置づけ	全般	全般	全般

③ 福祉委員支援事業**【事業費】 240千円**

地域における福祉課題の解決に向けた取組や、地域交流を深めることを目的に設置された福祉委員を支援することで、地域実情に応じたきめ細やかな小地域福祉活動がそれぞれの地域で実践されることを目指します。

地区社協、民生委員児童委員等との連携のもと、小地域福祉活動の担い手として活動できる環境づくりを推進します。

また、昨年度実施した福祉委員（地域福祉サポーター）養成講座受講者等を対象に、より具体的な支援方法を学ぶ講座を開催することで福祉委員のスキルアップを図ります。

【内 容】

- 福祉委員活動に対する相談・助言・事業企画援助等
- 福祉委員を対象とした研修会・交流会の開催 ※地区社協との共催
- 福祉委員の設立に向けた相談・支援 ※未設置地区
- 福祉委員活動事例紹介資料等による活動周知
- 具体的な支援方法を学ぶ福祉委員（地域福祉サポーター）養成講座の開催

	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の 位置づけ	I おせんどさんの地域 づくり	見守りで支えあう地 域づくり	地域の見守り活動を推進します
	II だしかいなの人づく り	やりがい・楽しみをも って頑張りあえる自 分（人）づくり	地域福祉を担う活動者の育成・支援を推進します

④ 地域見守り活動推進事業**【事業費】 670千円**

日ごろの支えあいの積み重ねによる、いざという時の迅速な対応や、安心して暮らせる地域づくりを目指します。地域の支えあいを基本とした見守りや声かけをはじめとするふれあい活動に加え、市の災害時要援護者支援対策と連携を図り、防災・減災活動、避難支援体制整備（防災福祉マップ作成など）を推進します。

【内 容】

- 自治会等の防災・減災活動の取組に対する支援（防災福祉マップ作成・研修会等の開催支援）
- 身近な住民同士の支えあいを推進する啓発活動・研修会などの開催
- 避難支援・見守り支えあい制度の登録促進
- ながはま見守り活動フォーラムの開催

	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の 位置づけ	I おせんどさんの地域 づくり	見守りで支えあう地 域づくり	地域の見守り活動を促進します
	III ねんごろな根太づく り	気になる人を支えら れる関係づくり	地域で見守りが必要な人の支援体制を推進します 要援護者を支えるネットワークと地域連携を推進し ます

⑤ 災害支援活動ネットワーク事業**【事業費】 87千円**

地域のさまざまな組織が連携し、災害時における被災者救援活動や地域全体の復

興につながる活動が効率的かつ迅速に行えるよう、平常時から情報・意見交換、相互研修、防災活動などを行い、災害に対する共通認識と連携（ネットワーク化）を深めます。

【内 容】

■「災害」をテーマとした地域住民、企業、商店や福祉施設等による懇談の場や活動の場（ネットワーク）づくり

■災害対策や災害ボランティアに関する研修会の開催

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の位置づけ	II だしかいなの人づくり	ともに支えあえる・頑張りあえる仲間づくり	活動団体のネットワーク、協働体制を推進します

⑥ ふれあい電話事業 【事業費】 304千円

登録されたひとり暮らし高齢者や身体の不自由な方等に対し、ボランティアの協力のもと電話による友愛活動を行います。会話を通じ悩みや心の寂しさ、生活上の不安等を聞き、必要に応じて民生委員児童委員や関係機関との連携を図り見守り活動に努めます。

【内 容】

■電話をとおしたボランティアによる生活相談と見守り活動の実施

■活動ボランティアの交流会・学習会の開催

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の位置づけ	I おせんどさんの地域づくり	見守りで支えあう地域づくり	地域の見守り活動を推進します

⑦ 小地域サロン支援事業 【事業費】 2,868千円

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる基盤づくり、世代間の交流活動を進め、福祉に対する理解や関心を深め、地域住民同士のたすけあいの輪を広めることを目的として小地域でのサロン活動を推進します。

地域ボランティアが主体的に取り組み、高齢者やしょうがい者など地域での交流機会が希薄になりがちな要援護者等を中心として、すべての地域住民が共にふれあい仲間づくりを行えるようサロン活動の支援を行います。

また地区社協と連携・協働によりサロン運営者の支援を行い、より充実したサロン活動の推進に努めます。

【内 容】

■新規団体の立ち上げ支援

■活動団体に対する情報の提供、相談・助言、ノウハウの提供

■サロン交流会の開催

■活動メニューに対する支援（社会資源の発掘・講師等の派遣）

■活動費に対する助成

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の位置づけ	I おせんどさんの地域づくり	見守りで支えあう地域づくり	地域の見守り活動を促進します

⑧ 広報・啓発活動

【事業費】 2, 427千円

地域の福祉活動や本会の取組、福祉関係の情報を提供する広報誌、ボランティア活動者向けの情報誌の発行とホームページの運営を行います。情報提供や福祉活動の取組紹介などによる福祉に対する意識向上、地域福祉活動への参加促進、活動者や当事者の交流のきっかけづくりを図るとともに、本会活動に対する理解と関心を深めます。

【内容】

- 広報誌 年4回発行（5月・7月・10月・2月号）
 - ※発行部数：42,000部 市内全戸配布 県内関係機関配布
- ボランティア情報誌の発行
 - ※ボランティア情報誌「えくすてんど」年12回発行 自治会回覧
 - ※ボランティア情報誌「ランティちゃん はーい」年2回発行
ボランティア活動者へ郵送
 - ※サロン情報誌「サロン通信」年4回発行 サロン代表者へ郵送
- ホームページの運営（アドレス <http://www.nagahama-shakyo.or.jp/>）
- Facebookページの運営
- 広報誌広告協賛企業の募集（地域福祉事業（広報）の財源確保）

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の位置づけ	II だしかいなの人づくり	参加と交流を育む環境づくり	活動への参加に役立つ情報提供を推進します

⑨ 福祉団体助成事業

【事業費】 1, 183千円

市内で活動する福祉団体が実施する福祉事業に対し活動費の助成等を行うことで、福祉団体の育成と活動の促進を図ります。

また、必要に応じて福祉団体との連携による協働事業等を実施し、地域事業の効果的かつ効率的な企画と実施に努めます。

【内容】

- 福祉団体の運営及び福祉活動に対する相談援助
- 福祉団体の活動費に対する事業助成金の交付

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の位置づけ	II だしかいなの人づくり	ともに支えあえる・頑張りあえる仲間（団体）づくり	地域の福祉活動団体を支援します

⑩ 歳末たすけあい運動

【事業費】 5, 415千円

共同募金運動の一環として地域住民や民生委員児童委員、地区社協等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、地域のたすけあいや支えあいの活動を広げ、誰もが住み慣れた地

域で安心して暮らせるまちづくりの推進、住民相互のたすけあい運動を推進することを目的として実施します。

【内 容】

- 緊急用食料品の給付事業
- 要保護世帯図書カード支援事業
- 特別支援学級学用品助成事業
- 歳末そうじ支援事業
- 歳末おせち給付事業
- 歳末行事支援事業
- 小児科病棟クリスマス訪問事業

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の 位置づけ	I おせんどさんの地域 づくり	健やかな成長と自立 を育む地域づくり	自分らしくいきいきと生活できる地域づくりを促進 します

⑪ しょうがい者等交流事業

1) 療育レクリエーション事業と福祉団体・しょうがいサポーター登録支援

【事業費】 262千円

しょうがい者とその家族及び福祉関係者やボランティアが行事をおして交流を深めることにより、しょうがい者世帯が地域で孤立することを予防し、地域の絆と支えあえる関係づくりの醸成を図ります。

【内 容】

- 知的しょうがい者と家族、ボランティア等の交流事業
- しょうがいサポーター育成研修会・交流会の開催

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の 位置づけ	I おせんどさんの地域 づくり	地域の絆づくり	地域交流活動を促進します

2) しょうがい者余暇支援事業 (料理サロン)

【事業費】 143千円

しょうがい者の余暇充実と、生活訓練 (料理教室) 等を通じて、日常生活の充実を図り、ボランティアや地域住民が関わることで地域との結びつきを深め充実した日常生活を送ることを目的として実施します。

【内 容】

- 知的しょうがい者の生活訓練とレクリエーション、親睦等をおした余暇支援
- 料理サロンの実施 (毎月第3土曜日)

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の 位置づけ	I おせんどさんの地域 づくり	地域の絆づくり	地域交流活動を促進します

3) しょうがい児者保護者交流事業（ほのぼのかけはし・サマーハウス）

【事業費】 461千円

しょうがい児者の保護者等を対象に、保護者同士が交流できる居場所づくりを推進するとともに、研修会等をとおしてしょうがいや疾病、福祉施策について学び理解を深めることを目的として実施します。

また、サマーハウスを開催し、夏休み期間中の余暇支援・親子活動の場として、子どもにはさまざまな体験の場を、保護者にはリフレッシュと親子活動の場を提供することで、夏休み期間中の生活の質の向上を目指します。

【内 容】

■保護者研修・交流会の開催

■しょうがい児者保護者のリフレッシュ教室の開催

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の 位置づけ	I おせんどさんの地域 づくり	地域の絆づくり	地域交流活動を促進します

4) 一般就労者交流支援事業（元気クラブ）

【事業費】 245千円

一般就労する知的しょうがい者が充実した余暇の時間を過ごし、余暇活動をとおして、仲間や地域との交流、社会参加を果たしていけるよう、しょうがい者支援センターほっとステーションと連携・協働により余暇活動支援に取り組みます。

【内 容】

■しょうがい者の体験学習・余暇活動支援

(体操、スポーツ、料理教室、交流事業等)

■事務局会議（企画会議）の開催

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の 位置づけ	I おせんどさんの地域 づくり	地域の絆づくり	地域交流活動を促進します

⑫ 子育て支援事業

1) おもちゃ図書館事業

【事業費】 487千円

おもちゃとのふれあいを通じ、市内在住の未就園児及び乳幼児の豊かな発想と発育を支援し、その保護者とボランティアの交流を図ります。

【内 容】

■保護者及びボランティアの交流

■未就園児及び乳幼児とその保護者を中心としたサロン

■子育て支援センターとの連携による出張広場の開催

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の 位置づけ	I おせんどさんの地域 づくり	健やかな成長と自立 を育む地域づくり	地域ぐるみの子育てを推進します

2) 冒険遊び場づくり活動支援事業**【事業費】 145千円**

地域住民が主体となり、「地域住民が力を合わせて子どもの遊び場の環境づくり」「子どもの健やかな育ちを支えるための地域づくり」「冒険遊び場づくりを通じた地域のコミュニティの再生」を目指して行われる「冒険遊び場づくり」を支援し、活動を広めることを目的として実施します。

【内 容】

- 地域団体やNPO法人等と連携した冒険遊び場活動支援、新規立ち上げ支援
- 活動助成金の交付
- プレーワーカー養成講座の開催

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の位置づけ	I おせんどさんの地域づくり	健やかな成長と自立を育む地域づくり	地域ぐるみの子育てを推進します

⑬ 在宅介護者のつどい事業**【事業費】 1,075千円**

介護者が介護の場を離れ、リフレッシュできる場をつくります。また、介護の技術や知識を得ることと、同じ介護者同士の情報交換や共感をとおして、介護者の課題対応力を高めることで在宅介護のより良い推進を図ります。

(介護者の仲間づくりの促進、リフレッシュ、学習の場としての集い)

【内 容】

- 在宅介護者同士の交流（情報交換と共感の場づくり）
- リフレッシュ・リラックスできる場所づくり
- 介護や病気に関する知識を深める学習
- 在宅介護に関わる研修会の開催

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の位置づけ	I おせんどさんの地域づくり	地域の絆づくり	地域交流活動を促進します

⑭ ふれあい備品購入助成事業**【事業費】 1,005千円**

自治会における福祉活動・世代間交流の促進を図る備品購入費助成を通じて、地域住民相互のふれあいとたすけあいの心を深めることを目的として実施します。

【内 容】

- 自治会に対する福祉活動・世代間交流に必要な備品購入費助成

※1自治会 50,000円以内 購入費総額の2/3以内

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の位置づけ	I おせんどさんの地域づくり	地域の絆づくり	地域団体活動の促進と協働を促進します

⑮ ふれあい用具貸出事業**【事業費】 390千円**

自治会など地域福祉活動を推進する団体等が行う地域行事に対して、必要な用具を貸出し、地域の交流を深めることを支援します。

【内 容】**■地域交流に必要なイベント用具等の貸出**

(綿菓子機、ポップコーン機、かき氷機、プロジェクター、レクリエーション器具等)

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の位置づけ	I おせんどさんの地域づくり	地域の絆づくり	地域交流活動を促進します

⑯ 福祉用具・福祉車両貸出事業**【事業費】 853千円**

介護保険制度やその他福祉サービス等が利用できない在宅で生活する高齢者やしょうがい者に車椅子を貸出して在宅での生活を支援します。

また、外出支援として高齢者やしょうがい者の移動や社会参加促進のため車椅子移送用車両を貸出します。

【内 容】**■車椅子の貸出****■車椅子移送用車両の貸出**

(長浜センター・虎姫センター・木之本センターに配置)

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の位置づけ	I おせんどさんの地域づくり	見守りで支えあう地域づくり	自分らしくいきいきと生活できる地域づくりを促進します

⑰ 第7回社会福祉大会（社会福祉功績者表彰式）**【事業費】 596千円**

一般市民を対象とした福祉大会を開催し、福祉講演会、小地域福祉活動の実践者による活動報告、ボランティア団体の活動発表等を実施し、市民の福祉に対する理解と関心を深めます。

また社会福祉の推進・向上に多大な貢献をされた個人ならびに団体を表彰し、その功績を称えるとともに、多額の浄財を寄付していただいた個人、団体に対しては感謝状を贈呈し、社会福祉の啓発を図ります。

【内 容】**■福祉講演会****■地域福祉活動・ボランティア活動事例発表****■福祉関連パネルの展示****■社会福祉功績者表彰の開催**

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の位置づけ	II だしかいなの人づくり	参加と交流を育む環境づくり	地域でともに支えあう意識を高める機会を充実します

⑱ ワークキャンプ支援事業**【事業費】 1, 0 4 1 千円**

若い世代のボランティアと限界集落等の地域住民との交流を通じて、地域の活性化を図ります。

また、自主的、自発的にボランティア活動に参加する若者たちが、共同生活をしながら地域のニーズに自らの力を提供する作業（ワーク）を通してかかわり、地域住民と交流することで自分自身を見つめ直すとともに、地域課題に対する認識や相互の理解を深めます。

【内 容】

■地域課題に対するボランティア活動 年2回（草刈、泥上げ、除雪作業等）

■地域住民とボランティアの交流

	基本目標	活動の柱	取組
(主な) 活動計画の 位置づけ	II だしかいなの人づくり	やりがい・楽しみをも って頑張りあえる 自分（人）づくり	地域福祉を担う活動者の育成・支援を推進します

⑲ 福祉出前講座**【事業費】 1 8 千円**

地域住民・自治会・団体等を対象にボランティア、介護、インスタントシニア体験、地域サロン等の専門職を講師として派遣することにより、社会福祉の啓発と本会事業に対する地域住民の理解を深めます。

【内 容】

■福祉出前講座の講師派遣

※介護・ボランティア・インスタントシニア体験・小地域サロン講座・地域福祉権利擁護講座等

■福祉出前講座メニューの企画・開発、パンフレット作成

	基本目標	活動の柱	取組
(主な) 活動計画の 位置づけ	I おせんどさんの地域づくり	地域の絆づくり	地域団体活動の促進と協働を促進します

⑳ 日常生活支えあい促進事業**【事業費】 1, 8 7 3 千円**

高齢化の進行、核家族化やライフスタイルの多様化、中山間地の過疎化などが進行する一方で、地域に住む高齢者やしょうがい者、子育て世代など、日常生活を送るうえで様々な生活課題や日常生活の不便さを感じる方も増加しています。地域住民が主体的に地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組むことを目的として、地域支援組織（生活支援ボランティア組織等）の設立・活動支援を行います。

【内 容】

■生活支援ボランティア組織等の設立・活動支援

■新規活動者養成講座の実施

	基本目標	活動の柱	取組
(主な) 活動計画の 位置づけ	I おせんどさんの地域づくり	健やかな成長と自立 を育む地域づくり	自分らしくいきいきと生活できる地域づくりを促進 します

㉑ 地域除雪推進事業**【事業費】 24千円**

地域内（自治会等）でのたすけあい、支えあいによる除雪活動を推進し、積雪時のひとり暮らし高齢者やしょうがい者世帯等の要援護世帯の生活道路の安全確保と地域の見守り支えあい活動の推進を図ります。

【内容】

- 自治会における除雪活動時の傷害保険・賠償保険の加入
- 除雪機の貸出

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の位置づけ	I おせんどさんの地域づくり	見守りで支えあう地域づくり	地域の見守り活動を促進します

㉒ 中山間地支援事業**【事業費】 760千円**

人口減少や高齢化の影響が地域住民の生活や福祉活動に顕著に現れる中山間地域で、住民相互のたすけあい、支えあい活動や住民の憩いのための居場所づくり、生きがいを持って日々の生活を送り健康で健やかな暮らしを応援するための支援活動を実施します。

【内容】

- 地域カフェ「ほっこり茶屋」の運営
- 生きがいづくり教室の開催

活動計画の位置づけ	基本目標	活動の柱	取組
	I おせんどさんの地域づくり	健やかな成長と自立を育む地域づくり	福祉サービスの適切な利用を促進します

㉓ ひきこもり者等支援事業**【事業費】 193千円**

不登校者、ひきこもり者等が外出し、人と交流する第一歩目の支援として、一人ひとりの様子に合わせた過ごしやすい居場所を作り、自宅以外に安心して過ごせる場所で他者との交流を持ち、自分を見つめる機会と時間にするすることで、自立した生活へつながること、また、当事者同士の交流による支えあいづくりを推進します。

【内容】

- ひきこもり者等の居場所づくり
- ひきこもり者等家族交流会の開催
- ひきこもりに関する研修会の開催

活動計画の位置づけ	基本目標	活動の柱	取組
	1 おせんどさんの地域づくり	②健やかな成長と自立を育む地域づくり	(3)自分らしくいきいきと生活できる地域づくりを推進します

⑭ 福祉バス運営事業**【事業費】 7, 763千円**

市内の福祉団体等の活動を支援し、当事者の社会参加や研修、交流活動等を充実・活性化するため、市の委託を受け福祉バスの運行を実施します。

また、福祉バスの運行をとおして福祉団体等の連携・協働体制の整備、推進を図ります。

【内 容】

■福祉バスの運行 ※バス事業所へ委託

■福祉団体等の事業・活動の把握と連携・協働体制の構築

	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の位置づけ	3ねんごろな根太づくり	②協働と参画による地域づくり	(1) 地域福祉推進のための協働・連携体制を推進します。

(2) ボランティア支援事業

① ボランティアセンター事業

【事業費】 5, 6 3 3 千円

地域住民が幅広くボランティア活動に対する関心や理解を深め自ら参加できるような活動に関する相談、情報・資料の提供、養成講座の開催、啓発を行い住民主体による地域福祉の推進を図ります。

ボランティアセンターの機能強化・体制整備を図るとともに、本年4月に市が設置予定の市民活動センターとの連携・協働体制を構築し、市民活動・ボランティア活動の更なる推進を図ります。

また、本会各センターにおける相談窓口機能を充実し、一体的なボランティア活動の推進体制を整備します。

【内 容】

- ボランティア登録・ボランティア相談
- ボランティア活動団体等への支援
- ボランティアの育成（ボランティア講座の開催等）
- ボランティア活動の啓発（広報・社会福祉大会の開催）
- 市民活動センターとの連携・協働体制の構築
- ボランティア連絡協議会事務局支援

	基本目標	活動の柱	取組
(主な) 活動計画の 位置づけ	II だしかいなの人づくり	参加と交流を育む環境づくり ともに支えあえる・頑張りあえる仲間づくり やりがい・楽しみをもって頑張りあえる自分(人)づくり	地域でともに支えあう意識を高める機会を充実します 趣味や特技をいかした活動と交流の機会づくりを推進します 活動者への参加に役立つ情報提供を推進します 地域の福祉活動団体を支援します 活動団体のネットワーク、協働体制を推進します 地域福祉を担う活動者の育成・支援を推進します やりがいのある活動環境づくりを推進します

② 災害ボランティアセンター体制整備事業

【事業費】 9 0 千円

災害ボランティアセンターの充実を図り、万が一の災害時に円滑な災害ボランティアセンターの設置及び運営が実施できるよう準備します。また、住民への啓発活動に取り組むことで災害に対する関心を高め、災害に強いまちづくりを推進します。

【内 容】

- 災害ボランティアセンターの体制強化
- 災害ボランティアセンターの啓発
- 災害ボランティア研修会の開催
- 災害ボランティアセンター設置訓練の実施
- 災害ボランティアセンター運営サポーターグループの育成

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の 位置づけ	Ⅲねんごろな根太づく り	協働と参画による地 域づくり	地域福祉推進のための協働・連携体制を推進します

③ 福祉教育推進事業

【事業費】 461千円

市内の小中学校、高等学校、養護学校、住民、企業等を対象としてボランティア活動や日常の身近な福祉活動を推進し、社会福祉への理解と関心を深め、互いに尊重し、たすけあいと思いやりの心の育成を図ります。

人権教育の一環として福祉教育を推進し、自分のことも周りの人も大切に思う気持ちを基本に社会参加及び連帯感を高め、豊かな人間性の育成を図ることや福祉の心を深めることを目的に実施します。

【内 容】

- 教育機関等におけるボランティア体験・福祉体験等の推進
- 福祉教育に関するプログラムの作成支援
- 福祉教育にかかるボランティア講師・職員等の派遣

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の 位置づけ	Ⅱだしかいなの人づく り	参加と交流を育む環 境づくり	地域でともに支えあう意識を高める機会を充実しま す 趣味や特技をいかした活動と交流の機会づくりを推 進します

④ 多文化交流サロン支援事業

【事業費】 69千円

市内在住の外国籍住民の孤立を防ぎ、地域とつながりをもって安心して暮らせるための居場所づくりを推進します。また参加者が主体となり社会活動へ参加する仕組みづくりを構築します。

参加者が日本の伝統文化や食文化等、他国の文化を学び合う場や考える力、心の育ちの場として、また子育ての場としての各々の多面性を共有しながら、参加者同士の絆を深めます。

【内 容】

- 共に学び合う活動
- 自主的な活動
- 昼食の時間を中心としたサロン交流会

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の 位置づけ	Ⅰおせんどさんの地域 づくり	地域の絆づくり	地域交流活動を促進します

(3) 生活相談支援事業

① 地域福祉権利擁護事業

【事業費】200千円

判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい認知症・知的しょうがい・精神しょうがいのある方等に対して、福祉サービスや行政サービス等の利用手続きの支援をはじめ、日常的な金銭管理、書類等の保管などを行い要援護者の生活課題の把握・改善につなげ、地域で安心して生活が送れるように支援します。

【内容】

要援護者への日常生活支援

■福祉サービスの利用援助

■日常金銭管理

■書類等の預かり

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の位置づけ	I おせんどさんの地域づくり	見守りで支えあう地域づくり	福祉サービスの適切な利用を促進します

② 成年後見事業（成年後見サポートセンター・法人後見業務）（受託事業）

【事業費】1,401千円

成年後見サポートセンターでは、成年後見制度に関する市民や福祉事業者、成年後見人等からの相談に応じ必要な助言及び申立手続き支援を行うことで、円滑かつ適切な成年後見制度の利用促進を図ります。

また、被後見人の判断能力に応じ、意思決定が最大限尊重されるよう後見人等として生活全般における支援を行い、被後見人の権利擁護と豊かな人生をサポートします。

【内容】

■成年後見サポートセンター業務

成年後見制度や権利擁護全般に関するあらゆる相談に応じ、成年後見制度の適切な利用を促進

申立をされる親族及び市長申立の事務支援

成年後見制度の普及を目的とした啓発活動や出前講座の開催、啓発資材の作成

成年後見制度の普及、啓発、推進のためのサポーターを養成する講座の開催

成年後見人等への支援（交流・情報交換会、研修会等の開催、相談支援）

■法人後見業務

家庭裁判所の審判に基づく代理（同意）行為

被後見人等に対する身上監護・財産管理

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の位置づけ	I おせんどさんの地域づくり	見守りで支えあう地域づくり	福祉サービスの適切な利用を促進します

③ よろず相談事業**【事業費】 2, 0 9 1 千円**

広く市民の日常生活上の悩みや心配ごとに対応する相談窓口を設置します。適切な情報の提供に努め、多様化する相談に対して相談員の資質向上に努めるとともに、行政機関など関係機関との連携を図り、市民にとって信頼感と親しみある相談窓口を提供します。

【内 容】**■よろず相談**

□開設日：長浜センター 月曜日～金曜日
湖北・木之本センター 月1回

□相談員：行政相談員・人権擁護委員・民生委員児童委員・学識経験者等

■法律相談

□開設日：毎月第2・4木曜日

□相談員：弁護士

■相談員研修会の実施

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の 位置づけ	I おせんどさんの地域 づくり	見守りで支えあう地 域づくり	福祉サービスの適切な利用を促進します

④ 生活福祉資金貸付事業（受託事業）**【事業費】 1, 4 2 6 千円**

低所得世帯、高齢者世帯、しょうがい者世帯などが抱える生活上の課題に対して世帯更生のための資金等の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送るための支援を行います。

【内 容】**■総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金などの貸付事務**

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の 位置づけ	I おせんどさんの地域 づくり	健やかな成長と自立 を育む地域づくり	自分らしくいきいきと生活できる地域づくりを促進 します

⑤ たすけあい資金貸付事業**【事業費】 6 5 9 千円**

低所得者世帯などに対して一時的な生活困窮による生活の破綻を回避するために、生活維持に必要な資金を貸し付けることで当該世帯の維持を支援します。

【内 容】**■緊急的な生活費の貸付 一世帯40, 000円を上限**

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の 位置づけ	I おせんどさんの地域 づくり	健やかな成長と自立 を育む地域づくり	自分らしくいきいきと生活できる地域づくりを促進 します

⑥ 緊急食料給付事業**【事業費】 90千円**

予測できない事由などにより、緊急かつ一時的に生活困窮となった世帯に対して食料品等の給付及び調理器具等の貸出を実施し、生活困窮世帯の生活の安定を支援します。

【内容】

- 食料品（米・缶詰・レトルト食品など）の給付
- 調理器具（カセットコンロなど）の貸与

(主な)	基本目標	活動の柱	取組
活動計画の 位置づけ	I おせんどさんの地域 づくり	健やかな成長と自立 を育む地域づくり	自分らしくいきいきと生活できる地域づくりを促進 します

⑦ しょうがい相談支援事業所「ふらっと」の開設 **新規事業****【事業費】 553千円**

しょうがい福祉に関するさまざまな課題について、福祉の総合相談窓口として本人やご家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、サービス利用計画の作成等の支援を行います。

福祉サービスを利用または利用見込みのしょうがい児(者)に対して計画相談支援に基づくサービス等の利用計画の立案を行い、適切なしょうがいサービスを利用し安心して生活できるよう支援します。また、定期的にサービス利用状況のモニタリング及びアセスメントを行いサービス計画の適切な見直しを実施します。

【内容】

- しょうがい福祉サービス等の利用援助
- 生活支援に関するしょうがい福祉サービス計画の作成及び見直し
- サービス調整連絡会議の開催
- 情報収集及び情報提供
- 成年後見制度の利用支援

[設置場所] 木之本福祉ステーション内

2. 地域介護支援事業

転倒予防教室の開催（受託事業）

【事業費】 4 2 5 千円

身近にある公民館や自治会館などを利用し、転倒を予防するための筋力アップの体操やストレッチ、介護予防知識の普及を行います。さらに自主的に活動が継続できるように自主化支援を行います。

【内 容】

転倒予防のため全8回の講座を開催し、運動器機能向上のための体操指導、身体状況の把握・評価を行います。また、教室終了後も継続的に活動が維持できるよう自主化支援を行います。

運動指導は、自宅で簡単に行える内容のものを指導し、運動への理解と生活習慣化を図ります。（自治会単位：5会場）

【効 果】

- ・ 転倒予防・運動器機能向上のための体操や、日常生活の中で取り組むことができる体操を指導し提供することで、運動への理解を深め、要介護状態への移行を予防することができます。
- ・ 高齢者自身が身体状況を客観的に把握・評価し、今後の生活課題を認識することで、健康意識が高まり、生きがいのある生活の維持向上につながります。
- ・ 看護師や介護予防指導士等が個別の相談に応じることで、日常生活の不安が解消でき、正しい体操方法や健康知識を学ぶことができます。

3. 在宅介護事業

国においては、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、十分な介護サービスの確保に留まらず、介護、医療、予防、生活支援、住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて構築していくことを進めています。

このような中、自らの選択に基づき適切なサービスが利用できるよう、また、要介護・要支援認定者の増加に伴う需要の拡大に対応できるよう、更なるサービス強化と質の向上を図り、介護が必要となった時にできる限り住み慣れた地域で自分らしい生活が長く続けられるよう、次のことを重点において事業を推進します。

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

平成28年4月から総合事業の柱となる介護予防・生活支援サービス事業「通所型サービスA」を実施し、要支援やその恐れのある利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を送ることができるよう機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

2. 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後、増大することが予測される医療ニーズを併せ持つ中重度の要介護者や認知症高齢者に対して、住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、引き続き、在宅を支援するためのサービスの充実を図ります。

3. 人材確保・人材育成の推進

今後、益々増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の安定的な確保を図るとともに更なる資質向上への取組を推進します。

4. 効率的なサービス提供体制の構築

サービスの向上、加算の算定に向けて必要な専門職の配置強化と職員配置の適正化を一層進め、サービスの効果的・効率的な提供を図ります。

また、介護現場の中核となる介護福祉士や社会福祉主事等の資格取得の推進を積極的に進めます。

(1) 居宅介護支援事業所（ケアプランセンター）

【収入】146,864千円

- ・ 「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、介護が必要な状態になっても、その有する能力に応じて、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで継続することができるように、医療・保健・福祉の専門職や、地域の支え合いや、インフォーマルサービス（家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、NPOなどの制度に基づかない援助）による支援との連携を図ることにより、多職種協働による適切な介護サービスの提供に繋がります。
- ・ 居宅介護支援の加算、減算要件を的確に把握して、ケアマネジメント業務に当たり運営基準要件を満たすとともに、利用者数について、できるだけ上限まで受け入れることにより充足率を維持し、安定的な運営を図ります。

- ・ 特定事業所として、介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に、協力または協力体制を確保します。また、中重度者や支援困難ケースへの対応を行うとともに、緊急性のある利用者からの相談には、24時間365日連絡体制を整備して対応します。
- ・ 社協のケアマネジャーとして、その役割を自覚して、地域の生活課題や福祉ニーズの発見に努め、地域と介護の連携会議や地域ケア会議等の場で情報共有し、地域に共通した課題の明確化に努めます。

① 居宅介護支援事業（介護保険事業）

② 介護予防支援事業（受託事業）

【事業拠点】市内5カ所

ほのぼのケアプランセンター第1事業所
（長浜北部福祉ステーション内）

ほのぼのケアプランセンター第2事業所
（浅井福祉センター内）

ほのぼのケアプランセンター第3事業所
（高月福祉ステーション内）

ほのぼのケアプランセンター伊香の里
（特別養護老人ホーム伊香の里内）

ほのぼのケアプランセンター西浅井
（西浅井福祉ステーション内）

（2）訪問介護事業所

【収入】244,959千円

- ・ 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。
- ・ 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活全般をサポートするため、関係機関との連携を図りながら、安心・笑顔・真心のサービスを提供します。
- ・ 本人の尊厳を保持したケア計画に基づき、全従事者が質の高いサービスを提供し自立支援に努めます。
- ・ 日常生活における報告・連絡・相談を的確に行えるようにし、積極的に利用者の獲得に努めます。
- ・ 毎月発行の「ヘルパーだより」の内容をより充実させ、地域への情報発信を行い、地域住民との信頼関係を構築します。

①訪問介護事業（介護保険事業）

②予防訪問介護事業（介護保険事業）

③予防生活支援事業（受託事業）

④しょうがい福祉サービス事業（障害者総合支援事業）

⑤しょうがい者等移動支援事業（受託事業）

⑥ 養育支援訪問事業（受託事業）

⑦ 自動車運送事業（道路運送法第43条にて伊香の里を事業所とし、旧伊香郡地域で実施）

【事業拠点】 市内5カ所

ほのぼのヘルパーステーション第1事業所

（長浜北部福祉ステーション内）

ほのぼのヘルパーステーション第2事業所

（浅井福祉センター内）

ほのぼのヘルパーステーション第3事業所

（高月福祉ステーション内）

ほのぼのヘルパーステーション伊香の里

（特別養護老人ホーム伊香の里内）

ほのぼのヘルパーステーション西浅井

（西浅井福祉ステーション内）

（3）訪問入浴介護事業所

【収入】 25,789千円

- ・ 看護職員と介護職員が、訪問入浴車で自宅を訪問し、ご利用者様の体調を一番に考え、身体への負担が最小限となるよう配慮しながら、安心して快適な入浴介護を提供します。
- ・ 平成28年1月1日より「ほのぼの訪問入浴伊香の里」を「ほのぼの訪問入浴ステーション」に集約したことにより、一体的に円滑なサービス提供に努めます。
- ・ 住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、医療機関・各種関係者との連携を図りながら心地よい入浴を提供します。
- ・ 身体状況に応じ、「その人らしい」入浴方法で、清潔が保てるよう支援します。

① 訪問入浴事業（介護保険事業）

② しょうがい者訪問入浴サービス事業（受託事業）

③ しょうがい者等日中一時支援事業（受託事業）

【事業拠点】 市内1カ所

ほのぼの訪問入浴ステーション

（長浜北部福祉ステーション内）

(4) 通所介護事業所

【収入】647,600千円

- ・ 認知症高齢者や中重度の要介護者を介護の専門拠点であるデイサービスで積極的に受け入れ、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるサービスを提供します。
また、中重度者ケア体制加算(新規45単位/日)を10事業所の全事業所に算定することにより経営の安定を図ります。
- ・ 利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関や他の介護事業所、地域の住民活動と連携し、利用者を支える地域連携の拠点としての機能の充実を図ります。
- ・ 社会福祉士主事、介護福祉士等の資格を積極的に取得できる環境を整え、キャリアに応じた計画に沿って研修を実施し、職員個々の質の向上を図ります。
- ・ 理学療法士・作業療法士・歯科衛生士など専門的な知識を有する職員を配置し、利用者の持てる力を最大限に引き出す自立に向けた取組を行います。
- ・ 地域の課題、暮らしの課題を地域福祉課と介護事業課で行う連携会議を通し情報共有し、事業所内での介護提供にとどまらずデイサービスを利用しない日においても、利用者の生活を支える機能や介護保険外の利用者向けの取組など地域の連携体制に協力し、新たな事業や地域づくりを共に実行に向け取り組みます。

① 通所介護事業 (介護保険事業)

② 予防通所介護事業 (介護保険事業)

【事業拠点】市内10カ所

- ほのぼのデイサービスセンター東部
(長浜東部福祉ステーション内)
- ほのぼのデイサービスセンター北部
(長浜北部福祉ステーション内)
- ほのぼのデイサービスセンター浅井
(浅井福祉ステーション内)
- ほのぼのデイサービスセンターびわ
(びわ福祉ステーション内)
- ほのぼのデイサービスセンター虎姫
(長浜市保健センター虎姫分室内)
- ほのぼのデイサービスセンター湖北
(湖北福祉ステーション内)
- ほのぼのデイサービスセンター高月
(高月福祉ステーション内)
- ほのぼのデイサービスセンター木之本
(木之本福祉ステーション内)
- ほのぼのデイサービスセンター伊香の里
(特別養護老人ホーム伊香の里内)
- ほのぼのデイサービスセンター西浅井
(西浅井福祉ステーション内)

(5) 地域密着型介護事業所

- ・ 住み慣れた身近な事業所において、なじみの言葉や風習が漂うなかで、穏やかな生活が送れるよう、地域や各種関係機関との連絡調整を図り、本人の思いに寄り添うケアを提供します。

① 小規模多機能型居宅介護事業（介護保険事業）

② 介護予防小規模多機能型居宅介護事業（介護保険事業）

【収入】 34,837千円

【事業拠点】 市内1カ所

ほのぼの小規模多機能型居宅介護事業所 ひなたぼっこ

③ 認知対応型通所介護事業（介護保険事業）

④ 介護予防認知対応型介護事業（介護保険事業）

【収入】 30,767千円

【事業拠点】 市内1カ所

ほのぼの認知症対応型通所介護事業所 あじかまの里

(6) 介護予防日常生活支援総合事業

①活動支援型通所サービス事業（介護保険事業） **新規事業**

【収入】 7,760千円

- ・ 要支援及び日常生活支援総合事業対象者に対して、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるサービスを提供します。
- ・ 高齢者が要介護状態等になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行える受け皿として事業展開を図ります。
また、今年度まで開催してきた生活機能低下予防教室（ひまわり）での事業運営のノウハウを活かし、さらに通所型サービスAを通所介護事業に位置付けることで、人員配置や送迎業務等の効率化を図り、事業を一体的に展開します。

【事業拠点】 市内4カ所

ほのぼのミニデイ 北部

ほのぼのミニデイ 東部

ほのぼのミニデイ 高月

ほのぼのミニデイ 西浅井

4. 施設介護事業

【基本方針】

- ・ 住み慣れた地域で、最期まで地域社会の一員として、生きいきと自分らしい生活が送れるよう安心・笑顔・真心のサービスを提供します。
- ・ 利用者の尊厳を守り、その方が望む生活を営むことができるように、適切で質の高いサービスを提供します。
- ・ 地域における福祉サービスを必要とする人々にとっての、ごく当たり前の選択肢のひとつとしての施設における「生活の場」の提供を行います。

(1) 特別養護老人ホーム

【収入】 263,406千円

要介護認定を受け、在宅での生活が困難な方に対して、施設に入所していただき、日常生活全般の介護を提供いたします。

また、在宅で介護を受けている方に対しても、短期間入所していただき、施設において日常生活全般の介護を提供いたします。

- ・ 利用者一人ひとりの人格を尊重し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行います。
- ・ 関係市町、地域の保健、福祉や医療サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ・ 入所サービス計画に基づき、利用者がその能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援します。
- ・ 利用者満足度を上げるため、サービスの質の向上を図り、人材確保と人材の育成を計画的に実施します。
- ・ 地域における社会教育やボランティア等、住民活動の場として、地域に貢献し、開かれた施設を目指します。
- ・ 持続可能な施設経営実現のため、安定経営を目指します。

① 特別養護老人ホーム入所事業（介護保険事業） 50床

② 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業（介護保険事業） 20床

(2) ケアハウス伊香

【収入】24,506千円

自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立して生活するには不安がある方で、家族等による援助を受けることが困難な方に入居していただき、日常生活上必要な便宜を提供します。

- ・ 利用者がその能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるよう、食事の提供、入浴等の準備、相談および援助、その他、社会生活上の便宜を提供します。
- ・ 利用者一人ひとりの人格を尊重し、明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家族との結びつきを重視した運営を行うとともに、関係市町、地域の保健、福祉や医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

①軽費老人ホーム事業 13部屋（1人部屋：10部屋 2人部屋：3部屋）

5. 福祉ステーションの指定管理

指定管理者として、各福祉ステーションのもつ様々な機能を充実させ、地域住民の福祉活動の拠点となるように努めます。

市内8施設

- ・ 長浜東部福祉ステーション・長浜北部福祉ステーション・浅井福祉ステーション
- ・ びわ福祉ステーション・湖北福祉ステーション・高月福祉ステーション
- ・ 木之本福祉ステーション・西浅井福祉ステーション

①高齢者福祉センター事業

【事業費】1,933千円

◎外出支援事業（東部・北部）

高齢者等の外出を支援するため福祉ステーション内において健康体操や各種の講演・レクリエーション等を実施し、こころやからだの病気・生活習慣病の予防・改善につなげます。

また、併せて買い物の交通手段にお困りの方の買物支援（センターから大型量販店等への送迎）をすることにより、外出の機会を増やし要援護者への生活支援につなげます。

◎退職世代講座と仲間づくり活動支援（東部・北部）

65歳を迎えた方を対象に「体力測定」「介護予防講座」「遺言講座」等、老い支度のための学習会を開催します。

◎福祉講演会の開催（東部・北部・木之本）

地域住民を対象に高齢者福祉等を題材とした講演会や福祉課題に対する研修会を実施し、地域福祉を推進します。

◎いきいき講座（高月・木之本）

高齢者の健康増進と交流を図ることにより、活動的で明るく生きがいのある日常生活が送れるように支援します。

(高月)

- シルバー体操 ■手工芸教室 ■カラオケ教室 ■ヨガ教室
- 囲碁・将棋教室 ■男の料理教室

(木之本)

- 生け花講座

②地域包括支援センター (北部・高月)

③活動支援型通所サービス事業 (東部・北部・高月・西浅井)

④その他介護事業

- ◎通所介護事業 (東部・北部・浅井・びわ・湖北・高月・木之本・西浅井)
- ◎訪問介護事業 (北部・高月・西浅井)
- ◎訪問入浴介護事業 (北部)
- ◎居宅介護支援事業 (北部・高月・西浅井)

IV 公益事業

(1) 地域包括支援センターの開設 **新規事業** 【総事業費】 85,345千円

平成28年度から市の委託を受け3センターを開設します。介護に関する相談はもとより、本会のこれまで培ってきた地域との連携等により、社協の特性を生かした運営を図ります。

また、事業初年度にあたり、特に職員研修等を充実し資質向上に努め、市民の信頼、安心を得られるセンターづくりに努めます。

[内容]

- 包括的支援業務
- 指定介護予防支援事業
- 地域ケア介護推進事業
- 認知症施策推進事業

[実施センター]

神照郷里地域包括支援センター	北部福祉ステーション
浅井びわ虎姫地域包括支援センター	虎姫生きがいセンター
湖北高月地域包括支援センター	高月福祉ステーション

(2) 介護職員初任者研修の開催

【事業費】 792千円

- ・ 全国的に介護職の人材不足が深刻化する中、本市においても大きな懸念要素となっていますが、介護保険導入前より在宅サービス事業を幅広く実施し、多数の資格者を有する本会では、そのノウハウを活かし「介護職員初任者研修」を実施し、人材の育成・確保に努めます。

また、開催にあたって、本会職員が講師を務めることで、職員のスキルアップを図り、本会在宅サービスの資質向上に繋げていきます。

V 会務運営・その他

(1) 理事会の開催

(2) 評議員会の開催

(3) 監事会の開催

(4) 長浜センター移転協議

長浜市社会福祉センター（長浜センター）の老朽化により、市役所本庁跡地に整備される施設への機能の移転を図るため、平成26年度より本庁跡地整備基本構想検討会議、長浜市産業文化交流拠点整備検討会議に参画してきました。

平成28年3月に長浜市産業文化交流拠点整備事業計画が策定され、長浜市社会福祉センターの地域福祉支援機能が盛り込まれ、平成30年度の完成に向け平成28年度より基本設計を作成スタートされます。

機能移転に関して、将来において本会の事業推進の拠点として有効に機能するような施設整備となるよう引き続き市関係部局と協議を重ねその実現を目指します。

(5) 収支健全化に向けた取組

平成27年度より3課等の横断的な組織として経営企画室を組織し、課題検討を進めてきました。

引き続き、地域福祉や介護事業等多角的に課題検討をすすめ、介護事業経営への対応も含め重要施策の推進に係る方針および計画の企画立案および総合調整などを効率的・効果的に進めます。

(6) 長浜市共同募金委員会・日本赤十字社長浜市地区

長浜市共同募金委員会の事務局として、「赤い羽根共同募金」および「歳末たすけあい募金」の募金活動に取り組みます。

また、日本赤十字社長浜市地区の事務局として、日本赤十字社の社資募集、災害における救援援助活動、赤十字奉仕団活動の支援等を実施します。

また、事務局として、国内外の災害時において、共同募金会、日本赤十字社の義援金・救援金募集を受付窓口として被災地支援を行います。